



県章

山形県公報

令和4年3月11日(金)
第287号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……191
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……192
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(庄内総合支庁農村整備課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……193
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……194

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………196

公安委員会関係

規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………198

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……199

告 示

山形県告示第160号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
吹浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの

2 (1) 加入区の名称

吹浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

山形県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡飯豊町大字手ノ子地内

2 公共測量を実施した期間

令和3年8月11日から令和4年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量（確定測量）

山形県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営備畑地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市の一部（温海川流域、庄内小国川流域、五十川流域）

酒田市の一部（日向川流域）

2 公共測量を実施した期間

令和3年10月15日から令和4年2月25日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

東田川郡庄内町堀野地内

2 公共測量を実施した期間

令和3年9月27日から令和4年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

赤川流域（酒田市南部及び東田川郡三川町北部）

2 公共測量を実施した期間

令和3年11月15日から令和4年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

南陽市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 南陽都市計画下水道事業

(2) 名 称 南陽公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）南陽市流域関連公共下水道）

3 変更の内容

設計の概要および事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和55年10月15日から令和9年3月31日まで

山形県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

川西町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 川西都市計画下水道事業

(2) 名 称 川西公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）川西流域関連公共下水道）

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成29年3月24日から令和9年3月31日まで

山形県告示第168号

次の開発行為は、完了した。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年2月28日 指令村総建第292号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市羽入東3008番481、3008番482、3008番509、3008番510、3008番537
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都港区港南一丁目2番70号 NTT・TCリース株式会社

山形県告示第169号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

〃	寒河江支所	〃	本町一丁目9番28号	〃	〃	〃	〃
〃	南部支所	〃	大字島字島東230番地	〃	〃	〃	〃
〃	西根支所	〃	西根一丁目2番8号	〃	〃	〃	〃
〃	日田出張所	〃	大字日田字後田120番地の1	〃	〃	〃	〃

を

〃	寒河江東支所	〃	本町一丁目9番28号	〃	〃	〃	〃
〃	西根支所	〃	西根一丁目2番8号	〃	〃	〃	〃

に、

〃	高松支所	〃 大字高松字西 覚寺274番地	〃 〃	〃 〃
〃	白岩支所	〃 大字白岩6101 番地 1	〃 〃	〃 〃
〃	醍醐支所	〃 大字日和田13 番地	〃 〃	〃 〃
〃	三泉支所	〃 字中河原141 番地	〃 〃	〃 〃
〃	河北支所	西村山郡河北町谷地ひ な市二丁目 9 番 4	〃 〃	〃 〃
〃	北谷地支所	〃 〃 大字吉 田372番地	〃 〃	〃 〃
〃	西里支所	〃 〃 西 里 671番地の 5	〃 〃	〃 〃
〃	溝延支所	〃 〃 大字溝 延504番地	〃 〃	〃 〃

を

〃	寒河江西支 所	〃 大字高松字西 覚寺248番地	〃 〃	〃 〃
〃	河北支所	西村山郡河北町谷地ひ な市二丁目 9 番 4	〃 〃	〃 〃

に、

〃	大谷支所	〃 〃 大字馬 神86番 1	〃 〃	〃 〃
〃	大江支所	〃 大江町大字左 沢887番地の 1	〃 〃	〃 〃

を

〃	大江支所	〃 大江町大字左 沢887番地の 1	〃 〃	〃 〃
---	------	-----------------------	-----	-----

に、

〃	萩野支店	〃 大字泉田字泉田 2 番地	〃 〃	〃 〃
〃	昭和支店	〃 大字昭和609 番地の 2	〃 〃	〃 〃

を

〃	はぎの支店	〃	大字泉田字泉田 2番地	〃	〃	〃	〃
---	-------	---	----------------	---	---	---	---

に、

〃	鮭川支店	〃	鮭川村大字川 口3181番地	〃	〃	〃	〃
〃	大豊支店	〃	〃 大字石 名坂40番地の4	〃	〃	〃	〃

を

〃	鮭川支店	〃	鮭川村大字川 口3181番地	〃	〃	〃	〃
---	------	---	-------------------	---	---	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月14日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和4年3月11日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和4年3月16日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- (2) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 令和6年度県立中学校入学者選抜基本方針の決定について
- (5) 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について
- (6) 教育委員会職員の人事について
- (7) 教職員の人事について

公安委員会関係

規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

山形県公安委員会
委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第3号

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正

する。

第5条第1号中「第9条の3第1項」を「第9条の3第1項、第9条の3の2第1項」に、「又は第9条の13第1項」を「、第9条の13第1項又は第9条の16第1項」に改め、同条第3号中「第11条第7項及び第8項」を「第11条第8項及び第9項」に改め、同条第4号中「第11条第11項」を「第11条第12項」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第5号中「及び第10条の8第2項」を「、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項」に、「猟銃等」を「銃砲等」に改め、同条第6号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第8号中「第6項」を「第7項」に改める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同行の前に次の1項を加える。

2 政令第6条第2項に規定する許可の期間は1年とする。

別記様式第1号中「銃砲刀剣類の種類」を「銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の種類」に改める。

別記様式第2号中	使用している銃砲	種類及び型		を
		番号		
		所持許可証の番号		

使用している銃砲 又はクロスボウ	所持許可証の番号		に改める。
	種類		
	型式		
	番号		

別記様式第12号中「銃砲（刀剣類・準空気銃・けん銃部品）」を「銃砲等（刀剣類・準空気銃・拳銃部品）」に改める。

別記様式第17号中「銃砲・刀剣類・準空気銃・けん銃部品」を「銃砲等・刀剣類・準空気銃・拳銃部品」に改める。

別記様式第18号中「猟銃等」を「銃砲等」に改める。

別記様式第19号（別添を含む。）中「銃砲保管状況報告要求書」を「銃砲等保管状況報告要求書」に、「銃砲及び実包等の保管状況」を「銃砲等及び実包等の保管状況」に、「銃砲保管状況報告書」を「銃砲等保管状況報告書」

に、	銃砲の種類	ライフル銃 丁	散弾銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲（ ） 丁	を
	許可番号					

に、「銃砲	銃砲の種類	ライフル銃 丁	散弾銃 丁	空気銃 丁	その他の銃砲（ ） 丁	クロスボウ 丁
	許可番号					

保管設備」を「銃砲等保管設備」に改める。

別記様式第22号中「銃砲又は刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に、「銃砲 刀剣類」を「銃砲等 刀剣類」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第4号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

高速自動車国道東北中央自動車道 相馬尾花沢線	村山市大字土生田字道出4621番1から尾花沢市大字尾花沢字 高田5543番1まで	を
高速自動車国道東北中央自動車道 相馬尾花沢線	村山市大字本飯田字大原口2325番3から尾花沢市大字尾花沢 字高田5543番1まで	
臨港道路大浜袖岡線	酒田市大浜二丁目2番24から酒田市入船町1番3まで	を
臨港道路大浜袖岡線	酒田市大浜二丁目2番24から酒田市入船町1番3まで	に改める。
臨港道路酒田臨海1号線	酒田市宮海字新林662番7から酒田市宮海字新林672番まで	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月11日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,080人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 212,996人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,474人	上山市	8,532人	南陽市	8,643人
米沢市	22,229人	村山市	6,583人	東村山郡	7,104人
鶴岡市	34,978人	長井市・西置賜郡	15,059人	最上郡	10,583人
酒田市・飽海郡	32,479人	天童市	17,153人	東置賜郡	10,507人
新庄市	9,699人	東根市	13,237人	東田川郡	7,882人
寒河江市・西村山郡	21,923人	尾花沢市・北村山郡	6,260人		

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館研究室（2階）
- (2) 日時 令和4年4月21日（木） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び入札仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和12年2月28日まで
- (4) 履行場所 入札仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を4の場所に、令和4年4月11日（月）午後2時までに提出すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年の間に、国又は都道府県における図書館情報システムに係る設計若しくは開発業務を直接受託し履行した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁生涯教育・学習振興課図書館活性化担当 電話番号 023(630)2831

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を価格点とする。

価格点（1点未満切捨て）＝100点×（1－（入札価格＋消費税相当額）／予定価格）

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で提案内容点を付与する。

ハ 価格点及び提案内容点の配分 点数については1,000点満点とし、うち価格点を100点、提案内容点を900点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 価格点及び提案内容点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定の方法 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 提案書を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年3月28日（月）午後5時までに山形県教育庁生涯教育・学習振興課図書館活性化担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation management for reconstruction of the Yamagata Prefectural Library information system, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. April 21, 2022
- (3) Contact point for the notice: Lifelong Education and Learning Promotion Division, the Yamagata Prefectural Board of Education, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL023(630)2831

令和4年3月11日印刷 発行所 山形県庁
令和4年3月11日発行 発行人 山形県